



ヒグマ出没に関するお知らせ

近年、全国的に熊の出没が増加し、新冠町でも市街地周辺や森林公園内での目撃が確認されております。令和7年度は猟友会の皆様の協力により過去最多のヒグマを捕獲しましたが、依然として目撃情報が続いております。

これから山菜採りの季節を迎えますが野山へ入る際は、次の点に十分注意し、不要な入山は控えますよう注意喚起いたします。



野山に入る際の注意事項

- ・ 一人で入らない
- ・ ラジオや鈴を携帯し、音を出しながら歩く
- ・ 日没に注意(16時頃には薄暗くなります。)
- ・ フン・足跡などヒグマの痕跡を見つけたら引き返す
- ・ ゴミを放置しない
- ・ エゾシカなどの死骸を見つけたら近づかず、その場を離れる
- ・ 熊スプレーなどの防護用品を携帯する



有害鳥獣捕獲について

新冠町では、農業被害の防止と地域の安全確保のため、北海道猟友会日高中部支部新冠分会の協力を得て有害鳥獣捕獲を実施しています。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ヒグマ出没情報の発信

- ・ 新冠町防災メール
- ・ 新冠町ホームページ
- ・ 防災無線(市街地)

目撃情報は下記までご連絡ください。

新冠町役場 産業課 鳥獣被害対策推進室(直通)TEL:47-2110



緊急銃猟制度について

ヒグマが人の日常生活圏に侵入した場合、市町村長は町民の生命等を守るために必要と判断した場合において、建物や道路付近でも銃器の使用が可能となる制度です。ただし、銃器使用には危険を伴うため、法律等で次の4つの条件すべてを満たす必要があります。

✓ 緊急銃猟が実施できる条件

1. 場所

住居・広場・車両など、人が日常的に利用する場所に侵入している、または侵入の恐れが大きい場合

2. 緊急性

人の生命・身体への危険を防ぐため、緊急の措置が必要と認められる場合

3. 方法

銃以外の方法では迅速かつ的確な捕獲が困難な場合

4. 安全性

銃弾が人に当たる恐れがないと判断できる場合

これらすべてを満たしたうえで、現場職員と射手がチェックリストにより確認することが義務付けられています。

町では、今後は警察署・猟友会と連携し、緊急銃猟マニュアルに基づく迅速な対応をするため、机上訓練等を実施するなど対策を強化して参りますが、先の4つの条件を満たす必要があることから、ヒグマの目撃から緊急銃猟の実施までにはかなりの時間を要することが想定されます。

町民の皆様には制度の趣旨をご理解いただき、緊急銃猟時には職員の指示に従い屋内避難するなど安全確保にご協力をお願いいたします。